

石狩湾新港管理組合告示第 27 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和元年 8 月 30 日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和元年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする物品は、（3）に定めるものとする。

- （1）契約 令和元年 8 月 30 日に入札の公告を行う暖房用燃料単価契約
- （2）資格 石狩湾新港管理組合の物品の購入に関する資格（以下「資格」という。）
- （3）物品の種類 灯油（JIS 1 号）

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- （2）平成 31・32・33 年度の北海道が発注する物品の購入等に係る競争入札参加資格（分類「17 暖房燃料」を有している者に限る。）を有すること。
- （3）北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税を除く。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- （5）暴力団関係事業者等であることにより、石狩湾新港管理組合が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （6）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届け出をしていること。
- （7）小樽市又は石狩市に本店、支店又は営業所等を有すること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和元年 8 月 30 日（金）から令和元年 9 月 12 日（木）（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く。）までの毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

（2）申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- イ 提出先の所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南 2 丁目 725-1
電話番号 0133-64-6661

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の（1）に定める契約に係る入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は 1 の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

5 資格の喪失

資格を有する者が 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。